

規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十四号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条」を「第十五条第一項」に改める。

別表第二号ハ中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条」を「第八条」に改める。

様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。